

一般社団法人静岡県トラック協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人静岡県トラック協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、静岡県内における貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業（以下「貨物自動車運送事業等」という。）の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、貨物自動車運送事業等の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに貨物自動車運送事業等の社会的経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業等に関する調査・研究及び知識の普及事業
- (2) 貨物自動車運送事業等に関する統計の作成、資料・情報の収集及びこれらの刊行事業
- (3) 国及び地方公共団体の行う貨物自動車運送事業法その他関係法令の施行に対する協力事業
- (4) 貨物自動車運送事業等の社会的経済的地位の向上に寄与する施策、宣伝及び啓蒙事業
- (5) 貨物自動車運送事業等の近代化及び合理化のための事業
- (6) 貨物自動車運送事業等の近代化及び合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出えん事業
- (7) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (8) 貨物自動車運送事業等に係る従業員等の教育・研修に関する事業
- (9) 本協会の会員の福利厚生に関する事業

- (10)本協会が所有する施設の管理運用に関する事業
- (11)その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1)静岡県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者
- (2)貨物利用運送事業の許可又は登録を受けた事業者で、静岡県内に営業所を有するもの
- (3)貨物自動車運送事業等に関し学識経験を有する者で、総会において推挙したもの

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本協会の会員（前条第 1 項第 3 号の会員を除く。）になろうとする者は、入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費納入)

第 7 条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号の会員はこれを除く。

(任 意 退 会)

第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本協会の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
- (2)定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3)その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2)総会員が同意したとき。

(3)当該会員が死亡したとき若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である法人が解散したとき。ただし、当該会員の死亡したとき若しくは失踪宣言を受けたときに、後継者が貨物自動車運送事業等を継承した場合はこの限りでない。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決 権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合において、前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面で議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面により行使した議決権の数は、第17条の議決権の数に算入する。

(議 事 録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中から選出

された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 役 員 等

(役員 の 設置)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 32名以上45名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、1名以内を専務理事、3名以内を常務理事、20名以内を常任理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、常勤理事(専務理事を除く)をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内及び監事のうち1名は会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、常務理事が業務執行に係る職務を代行するものとする。

4 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

6 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

7 常任理事は、会長等とともに常任理事会を組織して職務を執行する。

8 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

い。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第28条 本協会に、名誉会長2名以内、顧問4名以内及び相談役4名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、多年にわたり本協会の会長として業界発展に寄与し、功績顕著な者に対し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長・副会長経験者及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 名誉会長、顧問及び相談役には、第25条第1項及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」

とあるのは「名誉会長、顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 常任理事会及び会長・副会長会

(常任理事会)

第 35 条 本協会に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事を含む常任理事をもって構成する。

- 3 常任理事会の権限及び運営方法については、理事会で別に定める常任理事会運営規則による。

(会長・副会長会)

第36条 本協会に、会長・副会長会を置く。

- 2 会長・副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めたととき招集する。
- 3 会長・副会長会の権限及び運営方法については、理事会で別に定める理事会等運営規則による。

第 8 章 支 部

(支 部)

第37条 本協会に支部を置くことができる。

- 2 支部に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 9 章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項により承認を受けた書類は、総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第42条 本協会は剰余金の分配を行うことができない。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 事 務 局

(設 置 等)

第 47 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 14 章 補 則

(委 任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営上必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は大須賀正孝、専務理事は曾根修一、常務理事は窪田智樹、宮原孝一とする。
- 4 代表理事 2 名体制に伴い次の条文を変更する。平成 26 年 5 月 28 日実施。
第 21 条の 3 項、第 23 条の 2 項、3 項、8 項、第 34 条の 2 項、
第 35 条の 2 項、3 項
- 5 第 21 条の (1) 理事定数および 2 項の副会長定数を変更する。令和 5 年 5 月 29 日実施。